

樋口一葉「われから」論

——町、ネグレクト・サバイバーの果てに——

北川 秋雄

一 「われから」の〈われから〉

「われから」の題名の典拠について、戸松泉は次の如く整理している。

①「あまの刈る藻にすむ虫のわれからと音こそ泣かめ世をば恨みじ」（『古今集』巻第十五恋歌五典侍藤原直子朝臣）、②「恋ひわびぬあまの刈る藻にやどるてふわれから身をもくだきつるかな」（『伊勢物語』「五十七恋ひわびぬ」）を典拠とする理解が一般化している。が、①の出典として『伊勢物語』「六十五 在原なりける男」の段にも注目すべきと思われる。管見の限りでは、西尾能仁氏『一葉・明治の新しい女』（昭58・11、有斐閣）が触れているに過ぎない。「われから」という平仮名表記のこの題には、藻に寄生する虫のように夫へ依存する妻のイメージと、自らの軽率さが招いた結果に気づきつつ、さらに自ら道を切り拓いて自己実現を目指すイメージと、相反する両義性がこめられていると思われる。¹

また、関礼子は、先掲の「古今和歌集」「伊勢物語」の他に〈とにかくにわれから物を思ふかな身より外なるころならねば〉（『新後撰和歌集』雑中・左近中将具氏）など複数考えられる。²としている。歌人でもあった一葉が、小説の題名に本歌取りの工夫を凝らしたことは自然である。確かに、本歌はいずれも恋歌であり、「われから」には、与四郎と美尾・町と恭助・恭助と波・町と千葉という四組の男女の仲が織り込まれている。男女仲の恨みの有無、自己破滅という本歌の持つテーマの他に、一葉が「われから」に込めた新しい意味が如何なるものかについて論じて見ようと思う。

さて、「十三夜」の主人公の関が、六年半に亘る夫の原田からの、謂れなき迫害に耐え切れず、実家を訪れ、父親に夫から離縁状を貰つてほしいと頼む。その際、内心で繰り返す言葉がある。(思ふまゝを通して離縁とならば)太郎には継母の憂き目を見せ、両親には今までの自慢の鼻をにはかに低くさせ、(此身一つの心から)弟の出世の芯を止めねばならず、あの鬼のような夫の元に戻ろうかと実家の門口で自問自答する。³しかし、娘夫婦の実情を聞いた父親から、先ずは嫁ぎ先に戻れと促された関は(私さへ死んだ気にならば三方四方波風た、ず)(今宵限り関はなくなつて魂一つが)太郎の身を守ると思えば、これから先(百年も辛棒出来さうな事)と答えて、実家を後にする。⁴(思ふまゝ、を通)すこと、(此身一つの心から)とは、(われから)であり、(私さへ死んだ気にならば)(関はなくなつて魂一つ)とは、敢えて原田の(われから)の犠牲になるという意思表示である。

関が婚家に戻るために実家の前で呼び止めた、流しの俵の車夫が偶然、幼馴染の高坂録之助であつた。録之助は、関が原田に嫁いだ頃から放蕩三昧、関の懐妊を知つた頃に周囲に急かされて結婚し、子供も出来たが、(何のそんな事で私が放蕩のやむ事か)(放蕩は直らぬ事に極めて置いた)結果、(家も家業もそつち除けに箸一本もたぬやうに成つたは一昨年)⁵と打ち明ける。関の結婚を契機に自暴自棄、(われから)の末、車夫に身を落としたのである。録之助こそ、先掲の「伊勢物語」「古今和歌集」の(われから)そのものであり、一葉は(われから)なる人間模様を、既に「十三夜」で試みているのである。⁶

「われから」の語り手は、身に覚えのない汚名を着せられ入水した屈原の故事を持ち出して、千葉の帰郷を語っている。「われから」発表以来、町と千葉の姦通について喧々諤々の議論が為されて来たが⁷、二人の無実を語り手が、敢えて読者に口外しているのであるから、不義が誤読であることは明らかである。従つて、先掲の(われから)の本歌①は「われから」では成り立たない。「自分からやったことだから、世の中も、恋の相手も怨まない」という台詞が通用するのは、町と千葉との間に実事があり、そのせいで二人は社会から葬られたという展開が成立する限りに於てである。百歩譲つて、冤罪を甘んじて受け、智養子の恭助に父親譲りの財産を奪取され、追放されたとしても怨まないと解することは可能か。それも無理である。なぜなら、夫に対して(一念)があるという町の一言には、恨みが込められているからである。さらに、本歌②についても、町と千葉の間に恋愛感情がないことは、渡辺澄子が指摘するように⁸歴然としているから、これも成り立たない。

したがって、「われから」という語を、本歌の持つ恋歌・自己破滅の受容という意味ではなく、「十三夜」の如く「思ふまゝを通すこと、（此身一つの心から）、すなわち「自己中心的な生き方」を通すことと解したい。では、「われから」作中、「自己中心的な生き方」を通した人物とは、美尾の母・美尾・与四郎・恭助である。一方、町は彼らの（われから）による被害者である。「十三夜」から、わずか五か月後に発表された「われから」は、新たに、「十三夜」の原田や録之助による（われから）の犠牲者である関・杉田屋の娘とその子の存在に、焦点が当てられた小説と見ることができる。それが、「われから」の町と千葉の形象化である。さらに言えば、町の不倫の相手という汚名を蒙り、解雇された千葉こそ、最大の被害者である。しかしながら、「われから」の語り手は帰郷後の千葉の消息も、恭助から（も）逢はぬぞ」と突きのけられた町の情報も語らない。読者である我々は、一葉が込めた町の（一念）と（白睨み）⁹の意味を、問い続けなければならない。

二、（一念）無力説

町の（一念）が無力、実現不可能とする見解を列挙して見る。

前田愛は、以下の如く述べている。

母親の淫蕩な血をうけつぎ、世間知らずの我儘な生活をほしのままにできたお町は、夫の恭助に子供まで産ませた困い者があることを知り、反抗的な気分が駆りたてられて書生の千葉を相手に乱行に走る。この醜聞を耳にした恭助から、お町は別居を申しわたされるが、その抗議の声は空しい響きを伝えるにすぎない。（中略）お町は与四郎の實の娘ではなく、お美尾の母が女中頭として仕える「従三位の軍人様」の落し胤であることも暗示されている。母親ゆずりの淫蕩な血がもたらした不義密通を理由に、お町が恭助に財産を乗取られてしまう結末は、父親とは何の血のつながりもなかった彼女が当然引き受けなければならなかった宿命であるかのように思われる。¹⁰

前田は恰も自明の如く、町の（抗議の声は空しい響きを伝えるにすぎない。）と断言している。しかし、その根拠は全く示さない。

橋本威は、この前田愛の「解説」に触れて「醜聞を耳にした恭助からお町は別居を申しわたされるが、その抗議の声は空しい響を伝えるにすぎない。」と述べている、その通りである。お町の強さは、恭助の一層の強さによって、まさに「突のけ」られてしまっている。¹¹と述べている。そして、前田と同様に判断の根拠を示さない。

大井田義彰は、「お町は「一念が御座ります」と言っていたわけだが、まだ「本夫其妻ノ姦通ヲ覚知シ姦所ニ於テ直チニ姦夫又ハ姦婦ヲ殺傷シタル者ハ、其罪ヲ宥恕ス」などという殺害権まで許容する刑法が施行されていた当時の社会において、彼女の「一念」でできることなどたかがしれている。¹²と述べている。大井田の見解は、町と千葉の間に不義があったという前提に立つての判断であり、やはり実事とする肝心の根拠は示されない。

高田知波は、以下の如く述べている。

町子は一人っ子の「家つき」娘である。周知の通り「家つき娘」の結婚には「婚養子」と「入夫」の二つのケースがあったが、「金村恭助ぬしは、其与四郎が智」とあり、また、町子と恭助が「相添ひて十年余り」、父親の与四郎が死んだのが「十年の以前」という微妙な表現の差異によって、恭助が町子の婚養子として金村家に入り、それから間もなくして与四郎が死去、「幾万金」にも及ぶ遺産と家督を恭助がそっくり相続していたことは明らか（中略）、制度上庶子の認知は父親固有の権利であったにもかかわらず、恭助がこれを行使しなかったのは、「家つき娘」である町子への遠慮があったからだと思われるが、作品最終部における恭助の措置は町子を名目だけの戸籍上の妻に封じ込める行為にほかならず、恭助はお波の子供を庶子として認知するのに何の障害もなくなった。（中略）「われから」においては金村家の法定相続人の座は恭助とお波との間に生まれた子供になる方向性が確実なものとなったことよって、お波自身は金村家に入籍されることはできなくても、将来相続戸主の実母としての地位が得られるのに対して、町子の方は戸籍上の妻の座は維持されても、恭助との年齢差から判断して将来未亡人になる可能性が強いだろうから、そうなれば彼女は庶子——夫の子供ではあっても自分の子供ではない——の戸籍権の支配下に入らねばならないことになるわけである。¹³

高田が、右記の判断の根拠とする法規は、主として外岡茂十郎編『明治前期家族法資料——家族法先例集・同法規集』「序」¹⁴で、いわゆる「前法典時代」の「民法」草案や各県からの問い合わせに応じた司法省の指令等を集めたものである。高田は与四郎死去の時期を、町の婚姻後という説、すなわち「婚養子縁組」説を取って、恭助が与四郎の遺

産と家督を相続したと推定している。一方、後述する中村稔は、婚姻前説を取っていて、婚姻と相続の時期は、高田自身も認めているように「われから」本文の持つ〈微妙な表現の差異〉によって、揺れがあるのである。

さらに、高田は、〈与四郎が婿養子縁組をひどく急いでいたと読めるこの設定の背後に、町子が戸主となる道を封殺しようとする彼の暗い意志を読み取ることができるのではないだろうか。町子が父に愛されなかった娘であることは作中で明示されており、その酷薄の原因が妻の不義によつて生まれた子ではないかというバイオロジカル・ファーザーへの強い疑惑があったことも間違いない〉と述べている。〈間違いない〉と強弁しているが、これも論拠を示さない。与四郎が町子に早婚を強いたのは、彼女を子供の出来ない身体にすることによって、遺産を町の血筋の子孫に渡すまいとした暗い企てだったとまで言い募るのは、禍々しくて如何にも危うい。

五島慶一は、以下の如く述べている。

はじめに法制面から確認しておきたい。第一に問題となるのが、家屋敷を含め与四郎の遺した莫大な財産が、小説の現在に於て果して誰のものであるかということである。これに関しては高田知波「〈女戸主・一葉〉と『われから』」に明快な規定がある。(中略)結局、家督は結婚した時点から(法律上)恭助のものであり、彼の一存で(認知すること)「飯田町」の子にそれを継がせることもできたということである。(中略)このテクストが総体としては町の、すなわち家を追われる妻——家付き娘の物語に焦点化すべく織り上げられていることは明らかであろう。(中略)最終的に恭助に向けて彼女が突き付けたのは、「一念が御座ります」という内に籠もる一言と、それに続く「はたと白睨む」という行為だけであった。それ自体に現実を変えていく力はない。夙に前田愛も指摘する通り、町の「抗議の声は空しい響を伝えるにすぎない。」それは反響してある種の余韻を残すだろうが、やがて直ちに従来の男と女の秩序(中略)は回復、のみならずこのような逸脱者を葬ることでこの社会の規範はさらに強化されてゆくのであろう。¹⁵⁾

五島も前田や高田の見解を踏襲している。その上で、〈同時代評以来見られるように〉町一個人の問題に特化したり、〈従来論の一部がそうであるように〉〈一葉の資質・性向のレヴェルに還元するやり方は、余り有効な議論にはなり得ない〉として、町の抗議も直ちに従来の性差を是認する社会の秩序に吸収されるという〈社会構造そのものの問題〉に敷衍している。

中村稔は、以下の如く述べている。

婚姻の時点では与四郎は死んでいたはずだから、お町は女戸主であった。その入り婿が恭助である。与四郎が一代で築いた資産はあっても、お町の金村家は家の名を残すほどの由緒のある家ではない。こうした家に入り婿することを入夫婚姻というが、『われから』が発表された当時においてはまだ民法は施行されていなかったが、太政官布告が存在した。明治六年七月二二日の第二六三号太政官布告によれば、「婦女子相続ノ後ニ於テ、夫ヲ迎ヘ又ハ養子致シ候ハ、直ニ其夫又ハ養子ヘ相続可相讓事」と明文をもって定められていた。そこで入り婿になることにより、恭助は与四郎が遺した資産の全部を戸主として相続したのである。だから、あれほどの人が他人の姓を名乗らずともと諱られても、与四郎の賜物である資産によって、政治に心安く志すことができるという打算によって恭助は結婚したのであった。(中略)(なお、民法施行後も、こうした相続制度は、実質的に変わっていない。これは「家」が親族制度、相続制度の中心におかれていたためである。)この法律問題に関連することだが、恭助との婚姻にさいした、お町は入り婿というものの法的効果をはたして理解していただろうか。年齢も若く、思慮万端未熟であつたお町が理解していたとは思われない。そのためには、恭助だけではなく、身寄りのないお町を騙すための策略が多くの関係者によってめぐらされたであろう。¹⁶

中村は、高田・五島とは異なり、町の婚姻は与四郎の死後という見解を示し、明治六年の「太政官布告」を根拠に、入夫婚姻によって恭助が戸主として与四郎の遺産を相続したと述べている。詩人であると同時に弁護士でもある中村の、法解釈に拠る判断は、なかなか重い。しかしながら、「お町を騙すための策略」をめぐらしたという(多くの関係者)は、「われから」の奈辺に登場しているかという疑問がある。

渡辺澄子は以下の如く述べている、

女を囲繞する社会が女を一個の人間としていないために、呼吸困難で女は喘がなければならぬ。(中略)そんなやりきれない女自身の問題を抱え込みながら、それでも辛くて、町における「癩」となり、それが破局を招来させ、遂に理不尽さに立ち向かつての絶叫となるが、絶叫しても事態は解決されず明日に明るい展望も生れはしない。絶叫にはビジョンがない。男中心社会によって造られた女には自立して生きるポジションがない。ビジョンを持てる能力が培われていない。一葉の苛立たしき、歯がゆさ、悔しさ、腹立たしき、情けなさ、そして絞る

ような哀しさ¹⁷

渡辺は、〈近代の窓が女には開かれていなかったこの時代にどのような「一念」の実現方途があったらどうか。町とて具体的な手だてを持っていたわけではないだろう。〉〈女にとつての時代の閉鎖性に暗然とさせられるのである。〉¹⁸と云う。町の〈一念〉は無力であるとしながら、男性中心社会における、救いたい女性の地位の低さに対する一葉の怒り・苛立ちを読み取っている。

笹川洋子は次の如く述べている。

町の言葉の強さは、不義の汚名を着せられた女性の行方、その先に横たわる暗澹たる闇を思う時、物語全体を貫くほどの鋭さで深く胸に突き刺さってくる。彼女がどんなに強い意志を持ったとしても、明治という社会はその正義と女性の心身を踏み砕いたであろう。(中略) 町にはどのような可能性が残っているのだろうか。高田知波は「町の別居幽閉」という言葉を用い、この後、男の子(庶子)の相続とともに未来の戸主の母親として波の地位が安定するであろう可能性を示唆している。若い町は美しいまま幽閉され、「割れ殻」、すなわち生ける骸となる惨い運命が待っている。(中略) 私たちは与四郎の悲痛な状況と比べてなお、町の悲劇はさらに壮絶で、未来の闇が深いことを知る。(中略) この物語に込められた様々な小さな主題、多様な言語行為は町という女性の悲劇へと収斂していくのである。¹⁹

笹川も、高田説に依拠して町の今後の〈惨い運命〉を見て、「われから」の様々な主題が〈町という女性の悲劇〉に収斂していくとしている。

セン・ラージ・ラキは、以下の如く述べている。

恭助は「この家をば家とおもふべからず、立ち帰らるるものと思ふな、罪はおのづから知りたるべし」と町子に不義の疑いをかけて追い出そうとする。この後の展開は作品では描かれないものの、もし恭助が「私生子」を金村家に入籍させることを望めば、それは容易なことであった。明治期の「養子」制度によってなら、「私生子」を「嗣子」として迎えることすら可能だったのである。このように、「養子」制度を利用することによって、婿養子である恭助は「一人娘／戸主」になり代わり、自身(そして場合によってはその子供)の地位と将来を獲得することができたのである。(中略) 女性の戸主の地位は、「家」の相続を目的とした一時的なものであり、一葉の

作品で描かれたように、「一人娘／戸主」は、「家」と内外におけるその権力を、「婿／養子」に託すための媒介や道具として存在していた。また、一見したところでは、この制度によって女性の主体性が認められたようにも考えられるが、実際に女性が戸主となった場合にその地位を保護する法・制度は、当時成文化されていなかったのである。自らも女性戸主であった一葉は、明治期の「家」制度が抱えていたこのような問題を、意識せざるを得なかったであろう。²⁰

ラキは、〈婿養子である恭助〉が〈明治期の「養子」制度〉によって、自身の〈私生子〉を金村家の〈嗣子〉に出来たと述べている。ラキの如く〈明治期の「養子」制度〉と、一括りにするのは粗い論述だが、「家」制度に関する女戸主としての一葉の問題意識が、「われから」に反映されていると説く。

藪禎子は、以下の如く述べている。

「一念」という語に作者が何を託したのか、具体的には把握が難しい。一葉自身にも確たるプランはなかったのではなからうか。おそらく、どんな戦略もお町にはありえなかった。そこに時代が端的に出てきている。(中略)しかし、お町自身が発する最初で最後のこの明確な「言葉」が、唯ならぬ印象として読者に飛び込むのはおそらく間違いないところであり、それが不合理な世の告発と、それに対する強い抵抗になっているのもまた疑いがない。²¹(中略)特に町の場合、家族制度下における女性の地位の脆さに触れて、その矛盾を提示してみせているのは間違いない、そこにこの作品の歴史的意義をみることに無理はないはずである。(中略)お町の最後の言葉が、孤独で敗北必至の世への認識を示している。所詮「小さき身」に背負いきれるものではないのである。²²(中略)仮に破滅であっても、私には私の理があるといった姿勢を最後にみせて、作品は終わっている。(中略)如上の不条理を含む世そして社会への、きびしく、悲しい認識と告発こそ一葉のものであったと私は考える。夫恭助の問題を、妾、財産といった個別の次元を超えて追おうとしていたところなどにそれは表れている。²³

藪は、お町の〈孤独で敗北必死〉を説く一方で、お町の〈無念、怒り〉を通して、家族制度下の女性の地位・財産権の不条理に関する、晩年の一葉の社会意識に言及している。

以上見てきた如く、前田愛から中村稔までの論者が、〈一念〉の無力を読み取っている。一方で、藪禎子・渡邊澄子・五島慶一も無力説を採っているが、町の哀れな境遇に思いを寄せ、夫婦の相続・財産権の問題を通じて、明治期の家

族制度における女性の地位の不合理を作品化した一葉の、時代・社会認識を見ようとしている。

三、〈一念〉有力説

町の〈一念〉が有力、実現可能とする見解を列挙して見る。

戸松泉は以下の如く述べている。

恭助の思案のなかには町子への直接の配慮は何もない。町子の〈不義〉の真偽を問い質す意思さえない。ただ「浮世の聞え」「世の攻撃」「世に恥かしき事」への憂慮だけがある。国会開設・憲法発布という政治の季節を、養父の財力によって泳いできた男の実態がここにある。一方この間の町子の内面は一切書かれていない。しかし「浮世は花に春の雨ふる夜」夫から別居を言い渡された時、涙ながらに訴えた町子の言葉は確実に以前の彼女とは違っていた。「私を浮世の捨て物になさりまするお気か、私は一人もの、世には助くる人も無し、此小さき身すて給ふに子細はあるまじ」。この「私は一人もの」という町子の孤独の自己認識は、夫を唯一の頼りとする故にその夫との心の乖離に不安を抱き虚ろな日々を送っていた町子とは一線を画するものであった。(中略)全てを失い「浮世の捨て物」にされた町子は、「一念が御座ります」と夫を「はたと白睨む」。(中略)この時から本當の意味での町子の成熟の道が開かれていくように思われる。²⁴

戸松は、〈一念〉の具体的な方途を示さないものの、結末の町の画期的な〈孤独の自己認識〉に注目し、成熟の予兆を見ている。

王光紅は、〈美尾の生きざまとは対照的に、娘のお町は夫金村恭助にすぎるだけの旧来型の柔弱な人妻である。とはいえ、母親である以上、お町もどこかで母美尾の激しい生き方と繋がるどころがないともいえないだろう。例えば物語の末尾〉で、〈はたと白睨む〉で「一念が御座ります」と発した言葉には美尾の娘としての激しい気概があらわれている。²⁵として、美尾から受け継いだ町の強さを積極的に読み取っている。

朴那美は、(恭助はお波に生ませた息子を養子にとの話も持ちだし、ひそかに財産剥奪を謀るが具体的にはどういうことを考えていたのだろうか。)として、穂積重遠「婚養子の家督相続権」(『法協』五一巻一二号 一九三三年)を根

扱に（恭助は婿養子としてお町と結婚しており、二人が離婚した場合、財産権は女の方にある。相続においては、婿養子は家名のみを相続し、妻たる家女が遺産を相続するのが江戸時代以来の一般的な制度であった。この場合は、家は家女が相続したと観念されたのである。家の相続・家督相続と結び付いたこの制度は明治民法によって法的に完成されたものである。）とする。

さらに、（高田知波氏は「養子入籍をしなくてもお波の子供は恭助を父親とする庶子の資格に於いて金村家の相続権を確保でき、（後略）」とし、庶子として相続できる説をとっておられるが、「明治民法制定前の家族慣習・布告等」²⁶に記載されている次の諸例示は何れも庶子の相続権を否定している。）として（庶子の相続について東京府が内務省に伺いをたてた例）を上げる。そして、（恭助はお波との間にできた男の子を父親の権利として認知し、庶子にすることまではできるだろうが、相続させることはできないものと思われる。）と高田説に反駁し、以下のように結論付ける。

「一念がござりまする」の一声は、恭助の野望から財産を死守しようとする強い意志の現れであり、瞬間的に出た言葉ではあったが偶然に出た言葉ではなかった。前掲の諸例示は何れも妻が嫁入りの際に持参した財資を、離縁する場合にはそれを保護する趣旨であり、婿養子縁組であるお町と恭助の場合であっても、妻の財資であることに変わりなく、これからすればお町は、恭助による財産剥奪の企みから自分の財産を十分守ることが出来、お町の「一念」は成就される。²⁷

戸松泉と王光紅は、（「一念」の具体的な方途は示さずとも、夫に依存して来た従来の町の質的変換、成熟を見ている。さらに朴那美は、一歩踏み込んで「明治民法制定前の家族慣習・布告」を根拠に、高田知波の見解に反駁し、（「一念」の有効性を主張している。）

以上見て来た如く、町の（「一念」を無力と見る論者は圧倒的に多い。しかも殆どが、高田知波による「前法典時代」の相続・家族法の識見に基づく無力説に影響を受けていると思われる。一方、無力説を取りながら、藪・渡辺・笹川は町の悲哀に思いを寄せ、家族制度に於ける男女間の性差に関する、一葉の問題意識を読み取ろうとしている。

その中で、朴は果敢に高田説に反駁して、（「一念」有力説を打ち出した。管見するところ、（「一念」を有力とするのは、朴一人である。しかも五島慶一は先掲論文において、この朴の論について、（お波の子の庶子相続の可能性を否定しているが）（その扱っている資料及びその扱いに関して疑問の余地があるため、本論ではこの意見を採らない。）と

している。五島は、朴の論に疑問を呈するなら、根拠を示して可否を明らかにすべきであろう。(一念)無力説が圧倒的多数である中、今少し愚考を續けてみたい。

四、〈小説時間〉と〈歴史的時間〉の齟齬から

後藤積は、以下の如く述べている。

町子をめぐる慌しい動靜がこの作品を執筆した二十八年から二十九年にかけての時期に設定されるとなれば与四郎が美尾と結婚したのは元治年間となる。さらに時代を二十七年以前に設定したならば与四郎の梅見は慶応年間にずれ込んでしまう。いずれも月俸八円の新しい貨幣、土曜半休など明治新政府による改革（メツ）による制度の実施と年代が食い違つてしまう。²⁸

後藤は、いち早く「われから」における〈小説時間〉と〈歴史的時間〉の齟齬を指摘した。
高田知波も、以下の如く述べている。

美尾が失踪したのは町子が数え二歳の春(中略)町子が作品内現在に登場してきたときの年齢が二十六歳(中略)この作品内時間を作品が実際に制作発表された時間に一致させれば、これは明治四年の事件だったということになるが、歴史的時間としての明治四年には対応していない。例えば美尾が町子を出産したのは与四郎と「相添ひてより五年目」とされ、二人が結婚したとき与四郎は大蔵省の等外官だったことになっているが、年数計算をすれば、結婚時期は慶応年間のことになり、その頃に大蔵省などがあつたわけがないし、また美尾が懐妊したときと思われる日と美尾が失踪した日の両方に、「壁隣の小学教員の妻」という人物が出てくるが、明治三、四年にはまだ学制が發布されておらず、「小学」校自体が存在していなかったはずである。したがつてこの小説の時間は現実の時間の厳密な歴史的制約から解放された虚構の時間としての性格を持つている。²⁹

さらに、奥出健は、以下の如く述べている。
「われから」の小説時間については、奇異な点がある。作者がこの作品を發表したのは没年にあたる明治二十九年の、『文芸倶楽部』五月号である。作品執筆に着手したのは明治二十八年からともいうが、どちらにしろ、こ

の作品の背景（小説時間）には登場人物たちの行動内容・小説的小道具などを鑑みれば、作品発表時点（作者没年）より、はるかに時間の経った状況が記されていることに読者は気づくのである。³⁰

奥出は、〈作品的世界が指し示している作品内時間を歴史的時間と合致させながら、「年立て」を試みる〉として、実在した料理店名「八百善」を論拠に、以下の如く、〈歴史的時間〉と〈小説時間〉の対応を論じている。〈上野公園の「八百善」の開業は明治九年の五月となつてゐる。美尾夫婦の花見が四月十七日であつたとするなら、それは明治十年の四月十七日でなければならぬ。〉として、これを基点に、〈小説現在には明治三十八年の冬〉で、〈町、夫より別居させられる〉のは〈明治三十九年四月〉〈作者没後十年の世界である〉と述べている。

私は後注30の如く、奥出の考察に全幅の信頼を置くものではないが、町が恭助によつて別居を強いられるのは（明治三十九年四月）という指摘は刺激的で、以下、愚考の足掛かりにする。

さて、周知の如く明治期の民法（以下、「旧民法」と呼称する）は、一八九六（明治二九）年四月二七日に公布された第一編、第二編、第三編（総則、物権、債権）及び、一八九八（明治三一）年六月二一日に公布された第四編、第五編（親族、相続）で構成され、七月一六日に施行された。³¹

したがって、奥出論文の擧げに倣うなら、「われから」最終章〔十三〕以降の、町と恭助の民事は、この民法の「人事編」の規定に拠ることになる。³²

恭助は谷中に別宅を設けて、町を「幽閉」するが、離婚はしない。「旧民法」人事編の、「第五章 第二節 特定原因ノ離婚 第一款 離婚及ヒ不受理ノ原因」として、以下の条文がある。³³

第八十一条 離婚ハ左ノ原因アルニ非サレハ之ヲ請求スルコトヲ得ス

第一 姦通但夫ノ姦通ハ刑ニ処セラレタル場合ニ限ル

第二 同居ニ堪ヘサル暴虐、脅迫及ヒ重大ノ侮辱

第三 重罪ニ因レル処刑

第四 窃盜、詐欺取財又ハ猥褻ノ罪ニ因レル重禁固一年以上ノ処刑

第五 悪意ノ遺棄

第六 失踪ノ宣言

第七 婦又ハ入夫ヨリ其家ノ尊屬親ニ対シ又ハ尊屬親ヨリ婦又ハ入夫ニ対スル暴虐、脅迫及ヒ重大ノ侮辱

町夫婦の離婚に関しては、一見するところ、第八十一条の第一項が該当すると思われる。《姦通》については、「前法典時代」に於ける夫に対する優遇措置が残存していて、恭助の蓄妾は免罪になる。一方、町の姦通については、「われから」本文に、《金村が妻と立ちて、世に恥かしき事ならずはと覚せども》³⁴とあるように、恭助自らが、町の「不義」を信じていないとされている。しかも「第三款 離婚ノ訴」は以下の通りである。

第八十七条 離婚ヲ請求スル権利ハ夫婦ノミニ属ス

第八十八条 離婚ノ原因ハ通常ノ証拠方法ヲ以テ之ヲ証ス可シ自白ノミヲ以テ之ヲ証スルコトヲ得ス

町と千葉の「不義」は、あくまで《噂》であり、第八十八条の求めるような、恭助に依る町の「不義」の立証は、不可能である。恭助が離婚を申し立てなかつた理由は、これである。

また、「第二款 仮処分」は以下の通りである。

第八十四条 離婚ノ訴訟中婦ハ原告又ハ被告タルヲ問ハス裁判所ノ許可ヲ得テ住家ヲ去ルコトヲ得此場合ニ於テ

ハ自己ノ衣服其他ノ日用物品ヲ持去リ且必要アルトキハ養料ヲ請求スルコトヲ得

第八十五条 入夫及ビ婿養子ニ付テハ裁判所ハ離婚ノ訴訟中夫ヲシテ住家ヲ去ラシムルコトヲ得此場合ニ於テハ

前条第一項ノ規定ヲ適用ス

第八十六条 裁判所ハ住家ヲ去ル婦又ハ夫ノ請求ニ因リ其財産ヲ保存スル為メニ必要ナル処分ヲ命スルコトヲ得

第八十四条、八十五条では裁判所が、離婚訴訟中の夫婦の、いづれかに現住居を去らせる措置を取る際、入夫・婿養子は、嫁入りした妻と同等の扱いになっている。同じ男性であっても、入夫・婿養子は、住家を持って妻を娶った男性と同等ではないのである。この例から言えば、訴訟中に金村家から出るべきは恭助であつて、家付娘の町ではない。定稿では《今の金村恭助ぬしは、其子四郎が聾なりけり。》³⁵とある。未定稿A I 2、H II 1でも《聾養子》とされている。「旧民法」下においても、《婿養子》は、妻を自家に娶つた男性より冷遇されている。

次に、町が波母子の存在を耳にした翌朝に恭助が持ち掛けた養子縁組について、見てみよう。

「第七章 養子縁組」「第一節 養子縁組ニ必要ナル条件」は以下の通り。

第九九条 戸主ニ非サル者ハ養子ヲ為スコトヲ得ス但推定家督相続人ニシテ戸主ノ許諾ヲ得タル者ハ此限りニ在ラス

第一百十條 配偶者アル者ハ其配偶者ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ養子ヲ為スコトヲ得ス但シ配偶者カ其意思ヲ表スル能ハサルトキハ此限ニ在ラス

第九九条に拠れば、恭助が町と離婚すれば、金村家の戸主でなくなるから、養子をすることは不可能である。さらに、第一百十條に拠れば、別居はしたが、離婚しない状態を続けければ、配偶者である町から、養子の承諾を得ることは不可能である。五島慶一は、久武綾子『氏と戸籍の女性史』（世界思想社 一九八八年）の文章³⁶を根拠に、（結局、家督は結婚した時点から（法律上）恭助のものであり、彼の一存で（認知すること）「飯田町」の子にそれを継がせることもできたということである。それを養子という形をとることを諮ったのは、「飯田町」との関係を保ちつつ、町ともうまくやっていこうとする彼の《光源氏》的発想によるものであった。と述べている。

しかしながら、本文では（家つきならずは施すべき道もあれど、浮世の聞え、これを別居と引離つこと、如何にもしのびぬ思ひあり）（十三）³⁷とある。五島のいう如く（光源氏のような）というのは、一家を構える夫には適用できても、婿養子の恭助には無理であろう。

上記の「旧民法」は、一葉死去の一年八ヶ月後に施行されたものである。奥出の「年立て」に拠れば、町が恭助の隠れ妻子のを知るのが（明治三十八年十二月十五日）、町が恭助より別居を申し渡されるのが（明治三十九年 四月）とある。従って、町の（一念）を、この「旧民法」下に置いてみると、強ち無力とは言えないのである。

五、ネグレクト・サバイバーとしての町

未定稿では、両親が町に対して愛情を示す場面がある。たとえば、未定稿UIでは、美尾は出産後も鬱々として夜毎に涙を流すが、（我が身にさながら瓜二つのお町を抱いて乳房をふくめる時は、可愛さ胸に波のたつ如く、これを捨て、は何として行かりよう、お前は何うでも置いて行かぬぞえ、と抱きしめて、言葉にこそは出さねども、しのびかねては産衣の糸り初しくれとそ、いで）³⁸という場面がある。UI3では、町が、里親に連れられて初めて父親と対面

する場面で、与四郎が（お、小五郎どのがおふくろか、永々娘の。と一ト言いはれて、嬉し涙はらくと膝に）³⁹と、里親の小五郎の妻に向つて、感謝の念を露わにする場面がある。しかし、いずれも定稿では不採用となつてゐる。

生後一年三ヶ月余で、美尾に置き去りにされた町は、どのように養育されたのか、未定稿Aでは祖母、Uでは里親とされているが、定稿では一切、言及されない。さらに、与四郎との再会の場面では、美尾と瓜二つであるか、もしくは与四郎とは似ていない町を見て、瞬時に与四郎の態度が余所余所しくなる設定が、未定稿Uで数多く見られる。自分の血を分けた子供ながら、母親似であるため、自分を見限つた美尾に対する与四郎の憎悪が町に向けられたのか、町を美尾の不義による他人の子と見ての憎悪か、読者には判断が着かない。しかし、定稿では、結婚五年目の梅見の頃に起きた美尾の無断外泊に際して（与四郎は何事の秘密ありとも知らざりき）⁴⁰という語り手の仄めかしと、恭助に（父の与四郎在世のさまは知り給ふ如く、私をば母親似の面ざし見るに瘤の種とて寄せつけも致されず、朝夕さびしうて暮しましたるを）⁴¹と語る町の言葉によつて、母親似ゆえの冷遇とされている。

（九）には、町が邸内の庭園にある稲荷社前で気付いた自身の心の不安を、恭助に打明ける場面がある。（私は貴郎のほかに頼母しき親兄弟も無し）⁴²と話す。さらに、木の間から漏れて来る座敷の喧騒、三味線に合わせて歌う恭助の声を耳にして、（いつの間彼のやうな意気な洒落ものに成り給ひし、油断のならぬと思ふと共に、心細き事堪えがたう成りて、締めつけられるやうな苦しきは、胸の中の何処とも無く湧き出ぬ）⁴³とされている。恭助は、いつの間にか政界活動の傍ら、色街遊びの洒落者になつてゐる。それに引き換え、女である自分は家庭内に留まり、世間知らずの生活、このままでは、自分は一個の社会人として遅れを取り、夫からも見捨てられるのではないかと、存在の根底を揺るがす不安と恐怖に、町は襲われている。

藪禎子は夙に（お町は淋しく孤独な女である。その淋しさは、直接には夫に顧みられない妻の満たされぬ心身からくるが、生い立ちからもきてゐる。彼女は、いわば存在の根を断ち切られた女である。一葉が書きたかつたのは、お町という女の生のはかなさではなかつたらうか。それは同時に、家の倫理の崩壊と、新しい家庭、新しい男女の關係を求めようとして求め切れない時代の焦燥を映し出している。）⁴⁴と述べてゐる。

「ミつの上日記」の一八九六（明二九）年五月二九日には、一葉が斉藤緑雨の訪問を受け、「われから」に関する緑雨の質問に答えた記述がある。緑雨が、稲荷社前での町の物思ひは、常日頃からのものか、それとも偶々のものかと

質問する。一葉は偶然のことであるが、〈常々おのれも知らぬ心のそこに怪しうひそむ物のありて心細き感⁴⁵は常々有りしに〉と答えている。一葉のいう〈心細き感〉とは、まさに、乳児期に母から遺棄され、少女期以降は父に疎まれてきた育児放棄児の町の、今また恭助から見捨てられるのではないかという心的外傷の再発（フラッシュ・バック）、ネグレクト・サバイバーとしての存在不安と恐怖であろう。

松岡正剛は『フラジャイル』において、以下のように述べている。

「弱さ」は「強さ」の欠如ではない。「弱さ」というそれ自体の特徴を持った劇的でピアニッシモな現象なのである。それは、些細でこわれやすく、はかなくて脆弱で、あとずさりするような異質を秘め、大半の論理から逸脱するような未知の振動体でしかないようなのに、ときに深すぎるほど大胆で、とびきり過敏な超越をあらわすものなのだ。部分でしかなく、引きちぎられた断片でしかないようなのに、ときに全体をおびやかし、総体に抵抗する透明な微細力をもっているのである。⁴⁶（中略）欠点や弱点をさらしてしまおうという動向については、フラジリティという言葉よりも（中略）「ヴァルネラビリティ」（vulnerability）という難解な言葉でこれを説明することができる。この言葉には攻撃誘発性という意味がある。相手からすれば攻撃したくなる感覚である。（中略）たんなる「いじめられやすさ」を意味するでもない。むしろ、ヴァルネラブルなことによって何かが過剰に相互応する劇的な可能性のことを言っている。「きずつきやすさ」がヴァルネラビリティの本質であって、その「きずつきやすさ」がつねに新たな意図をもちうるばあも多い⁴⁷（中略）かつて「家族の中には誰か一人くらいヴァルネラブルな存在がいるものだ」と指摘したのは、アメリカの心理人類学者ジェールス・ヘンリーだった。⁴⁸

〈ヴァルネラブル〉な町の〈一念〉と〈白睨〉こそ、この〈ピアニッシモな現象〉〈全体をおびやかし、総体に抵抗する透明な微細力〉に他ならない。〈全体〉〈総体〉とは、いうまでもなく、明治の男性政治家たる恭助が依存する「共同幻想」である。

注

1 戸松泉『「われから」——〈小説〉的世界の顕現へ〉の「付記」（『国文学 解釈と鑑賞』一九九五年六月）

2 関礼子校注『われから』（『新日本古典文学大系 明治編24 樋口一葉集』岩波書店 二〇〇一年一月）三三八頁

3 『樋口一葉全集 第二卷』（筑摩書房 一九七四年九月）九七頁。以下、全集とは此れを指す。

4 全集一〇七頁

5 全集一二二頁

6 藪禎子『われから』論（『透谷・藤村・一葉』明治書院 一九九一年七月）に於いて、藪は（お町と恭助については、『十三夜』が、やはり先蹤としてある。子供への思いと将来への不安、実家への経済的責任ゆえ、「鬼」のような夫の下に戻ったお町と、いずれにしろ女の憂き人生に変わりはない。）（三二三頁）と述べている。

7 例えば、『三人冗語』（『めざまし草』一八九六年五月）

8 渡辺澄子は「一葉文学における新たな飛躍——『われから』論」において、（寝室にいたそのままの「しどけな」さで書生部屋に顔をだしたのは、町にとって千葉が異性として対象になりうる相手ではなかったからである。）（もと、町の内心に千葉を異性としてみる意識があったならば、寝室からそのまま身繕いもせずに男の部屋に行くことは有り得ない。意識的な「しどけな」さで千葉の官能を刺激したとはどうしても読み取れない。）と熟達の読みをして、密通説を斥けている。（『樋口一葉を読みなおす』学藝書林 一九九四年六月）二五六～二五七頁

9 全集二〇四頁

10 前田愛「解説」（『大つごもり・十三夜 他五篇』岩波文庫 一九七九年二月）一七四～一七七頁。（千葉を相手に乱行）、（従三位の軍人様」の落とし嵐）、（母親ゆずりの淫蕩な血」という論証抜きの前田の断定にも首肯しがたい。

11 橋本威「一葉『われから』覚え書き（下）——講義ノートより」（『梅花女子大学文学部紀要 国語・国文学編 30号』一九九六年八月）。橋本は上記の論文で、（従来、『われから』を、母娘二代の《姦通》を描いた作品であるとして、そこに《遺伝》の問題を持ち出すことが多かったようだ。）しかし（一葉文学を、『悲惨小説』や前期自然主義文学の尺度で解釈してはならない）（お町の物語の中に、美尾の物語が挿入される構成）（お町とその母親美尾が、単に母子というだけでなく、どう関わっているか、が検証されなければなるまい）として、以下のように論を運ぶ。橋本の一葉観に関わる重要な箇所なので、敢えて注記する。

（一葉は、作品の早い部分で、両者の共通点を、「愚か母様を其ま、の生れつき、」（三）と明言しているのである。何が《愚か》なのか、いうまでもなく、『物質的幸福』を《幸福》だと思ふ愚かさ、『物質的幸福』しかない不幸」に

あつて、ヒステリー症状に逃げ込むことしか出来ない愚かさ——これを、物質によつて幸福は得られないなどと短絡化してはなるまい。言うなれば、それは、知性に支えられた近代的《自我》を育て得ていない「愚かさ」である。《自分から自己の内面を言説化しようとしてできず、身体的行為によつてそれをはたす》ところに、この母娘共通の《無自我性》が立証されるのである。《一葉は《自我》に目覚めることなく《幸福》を願う女性を指弾した。指弾の根拠は《晩年》の一葉が自分の人生に描いた生き方である。《彼女ら》の結局陥る《不幸》——己の人生の破壊は、一葉から見れば、《無自我》に安住している自らのわざ——《われから》を招いたものなのだ」と、一葉晩年の境地にまで説き及んでいる。

ところで、橋本が引用している《愚か母親を其まゝの生れつき》のフレーズを、本文の文脈に戻して見よう。本文では《目鼻だちより髪のかゝり、齒ならびの宜い所まで似たとは愚か母様を其まゝの生れつき、(傍線は北川)》(全集一七五頁)とある。ここは、《愚か》を《母様》に係るといふが如き、坐りの悪い用語理解ではなく、単純に《愚か》は《似たとは》を受ける形容動詞の語幹と解すべきである。念のために口語訳すれば、「町の容貌が母親に似ているというのは不正確な表現で、正に生き写しである(傍線は北川)」という慣用表現である。橋本の如く、大仰な《母親共通の《無自我性》》にまで敷衍すべきものではない。

- 12 大井田義彰「罪は我が心より……」『われから』試論——(『媒 五号』一九八八年一月) 大井田論文中の注記24には(明治十三年七月に公布された旧刑法第三百十一条。明治四十一年まで有効であった。高柳真三『明治家 族法史』(昭26・3 日本評論社) 参照)とある。

- 13 高田知波「女戸主・一葉」と『われから』(『駒沢国文 三〇号』一九九三年二月)

- 14 外岡茂十郎編『明治前期家族法資料——家族法先例集・同法規集』「序」(早稲田大学 一九六七—一九七二年)

- 15 五島慶一「(妻)の『一念』——『われから』における妻の位置」(『三田国文 三四号』慶応義塾大学国文学研究室 二〇〇一年九月)

- 16 中村稔「『われから』考」(『樋口一葉』青土社 二〇一二年一月) 一九三・一九四頁

- 17 注8に同じ。二八六頁

- 18 注8に同じ。二七八頁

- 19 笹川洋子『われから』におけるジェンダー観——物語行為の多様性を手掛かりにして』（『親和国文』四五号）二〇一〇年二月）
- 20 セン・ラージ・ラキ『ゆく雲』・『うつせみ』・『われから』における『婿／養子』——『一人娘』たちの『煩悶』——』（『文学・語学』213号）全国大学国語国文学会 二〇一五年八月）
- 21 注6に同じ。三〇八・三〇九頁
- 22 注6に同じ。三二三頁。敷は、この文に続けて（ましてお町は姦通女であり、制裁されねばならぬ側である。父親讀りの幾万金もお町に主張する権利はない。）と述べている。町と千葉の姦通を事実としている点は、筆者と見解を異にする。
- 23 注6に同じ。三二四・三二五頁
- 24 戸松泉『われから』試論——（小説）的世界の顕現へ』（『国文学——解釈と鑑賞』一九九五年六月）
- 25 王光紅『われから』における美尾像——出世に心を奪われた女性』（『日本文学研究』五三三号）梅光学院大学 二〇一八年一月）
- 26 『日本婦人問題資料集成 第五巻 家族制度』（ドメス出版 一九七六年二月）
- 27 朴那美『樋口一葉の『われから』における お町の『一念』は成就するか（2）』（『ことば』21号）現代日本語研究会 二〇〇〇年二月）
- 28 後藤積『改訂増補 商人としての樋口一葉』（千秋社 一九八九年二月）二七九・二八〇頁
- 29 注13に同じ。
- 30 奥出健『樋口一葉『われから』の問題点を考える』（『近代文学研究』4号）（大東文化大学人文科学研究所 二〇一三年）。たしかに、『八百善ものがたり』の「八百善年表」（創業享保二年江戸料理「八百善」・八百善年表 yaizen.net/history/history_01.html）によれば、「創業享保二年江戸料理の浅草「八百善」は、明治九年に精養軒とほぼ同時期に（上野八百善亭を出店）したとある。しかしながら、「われから」の本文は（八百膳）であり、これを実在の「八百善」と同定してよいかという疑問も生じる。奥出は、主要人物の（美尾）を（美緒）と部分的に、（恭助）を終始一貫（恭介）と誤記している。漢字表記に意を払わない質かもしれないが、「膳」と「善」の一字の違いは大きい。

さらに、奥出は（美尾の外泊が結婚五年目の三月、妊娠が「定かに成りて」が三、四月ならば、美緒の妊娠は次年の明治十二年の春と考えるのが自然である。長女・町の出産は、明治十二年の「十月中の五日」、十月十五日であるから、妊娠そのものは町誕生日から逆算すれば明治十二年の一月中与考えられる。」としている。しかしながら、〈金紋の車〉事件の日は、〈相添ひてより五年目の春、梅さく頃〉〈まだ如月の小夜嵐引まどの明放しより入りて身に染む事も堪えがたし〉（三）とあるから、奥出の言う三月ではなく、明かに二月である。とすれば、〈美緒の妊娠は次年の明治十二年の春と考えるのが自然〉ではなく、明治十一年と考える余地も残る。

ついでに言えば、青木一男は「われから」——人妻物語への試み」（『国文学 解釈と鑑賞』二〇〇三年五月）において、〈お町は美尾が綺麗な車で出掛けたおりに誰やらと関係して生まれた娘と疑われて父に嫌われたと考えるむきもあるが、花見のころに関係して十月に誕生というのは計算が合わないようである。〉と述べている。しかし、美緒の無断外泊、すなわち〈金紋の車〉（三）事件は、与四郎が〈相添ひてより五年目の春、梅咲く頃のそゞろあるき〉を土曜日の午後より同僚二三人として、帰宅した夜のことである。そして〈この前の年〉（四）に、与四郎夫婦は二人して上野から墨田川へかけて花見を楽しんだとされている。明らかに、青木は「梅見」を〈花見〉と混同している。

31 仁井田益太郎編『旧民法』（日本評論社 一九四三年八月）二二・二四頁
32 五島慶一も先掲論文で以下の如く述べている。

「われから」発表の明治二十九年といえは日清戦争後、日本が「国家」の形成に向けてピッチを上げ、それに伴って家庭内での女性（妻）の役割が大きくとりあげられてくる時期である。又、内容に関わることは、来るべき民法編纂（明治三十一年）に向けて、妾制存廃の議論がいよいよ大詰めを迎えようというときでもあった。こうした中に登場した小説「われから」は、その作者の意図の有無に関わらず、同時期の社会的問題を包摂する結果となった。

33 いわゆる「旧民法」条文の引用は、注31に拠る。

34 全集二〇三頁

35 全集一八九頁

〈刑法草案では「妾」の文字が消えたにもかかわらず、民法の編纂過程で、継母庶子関係を親子関係に準ずるものとするのが目的のために旧時代の妾制度が是認されたものにほかならない。刑法上、妾制を廃止したといつても事実上の妾を囲つても別に犯罪として取り締まるわけではなく、妾の子は認知によつて相続権が認められた。〉（久武綾子『氏と戸籍の女性史』世界思想社 一九八八年）一一八頁

37 全集二〇三頁

38 全集二七一頁

39 全集二七七頁

40 全集一七八頁

41 全集一九四頁

42 注41に同じ。

43 全集一九二頁

44 注6に同じ。二八七・二八八頁

45 『樋口一葉全集 第三卷（上）』（筑摩書房 一九七六年二月）四八五頁

46 松岡正剛『フラジャイル』（ちくま学芸文庫 二〇〇五年九月）一六頁

47 注46に同じ。三八頁

48 注46に同じ。四〇頁

（付記 拙稿作成に際して、姫路獨協大学附属図書館の職員各位に今回も多大なお世話を賜った。ここに記して、これまででの御厚恩に謝意を表する。）

On Machi as a Neglect Survivor in *Warekara*

Akio Kitagawa

Until now, there were many papers that Machi was a lewd person. She had an affair with a student who help chores around the house. As a result so many experts are negative about her.

I reconsider that she is a victim of the child neglect. I claim that Machi is not a lewd person.